

○ **國島共同議長** それでは、16時5分を過ぎましたので、後半戦を始めさせていただきます。資料「EC.9/3 rev.」の4～5ページにかけて情報公開として「2-1」、「2-2」がございませぬ。基本的な骨組みについて、事務局で作って頂いたもので、すでに内容についてはご説明して頂いておりますが、このページに、より詳しいものをあらかじめ今日の資料で提出して頂いておりますので、その概略を説明して頂いた後に、松本委員（FoE Japan）から提出して頂きました意見の資料について、ご説明頂くということにしたいと思ひます。それでは、鈴木さんから資料のご説明をお願いします。下に「1/3」と書いてあるところだす。

○ **鈴木** それでは、お手元の資料右側に「EC.12/3」で、下に「1/3」と書いてある情報公開という紙でございませぬ。今、國島共同議長からご説明ありましたように、これまでお出ししていた資料は漠然としておりましたので、これまでの議論を踏まえまして、若干付け加えまして、細かい書き方になっております。ポイントだけご説明致します。

まず、基本的な考え方。JICA としましては、外務省から協力事業実施の指示（このような調査をなささいという実施指示）を受けた以降、意思決定への反映と利害関係者への説明責任の観点から、環境社会配慮に関する情報を公開するというこゝで、各段階で、関係機関やステークホルダーからの意見を歓迎し、内容に反映させるように努めるということだ基本的な考え方としてまず入れております。

時期と内容についても、少し細かく書いております。今申し上げましたように、外務省からこの事業を実施なささいという指示を受けた段階を、まず情報公開の最初と位置づけまして、その後の進捗に応じまして、ウェブサイトを含む適切な方法でと書いてありますが、必ずしもウェブサイトが適切な方法でない場合がある可能性もございませぬので、その情報を公開するのに必要な、適切な方法で公開したいと思っております。この内容と時期は、基本的に相手国の了解を取り付けた上で行うことが必要だろうと考へております。

開発調査は、マスタープランとフィージビリティスタディと細かく2つに分けております。と申しますのも、マスタープランで行う情報公開と、フィージビリティスタディで行う情報公開は、ステークホルダーを見たときに、原科共同議長からSEAの考え方等のご説明を頂いたのを踏まえまして、若干変えております。双方で共通しますのは、調査の実施の指示を受けた段階で、プロジェクトの概要とカテゴリ分類、その根拠（何故JICAの方で、このようにカテゴリ分類をして、どうしてそのようなカテゴリ分類をしたのかという根拠）を公開するというこゝ。それから、S/Wを締結したあとに、事前調査結果とS/Wを公開する。ここまゝで、両者マスタープランとフィージビリティスタディが一緒のところだございませぬ。

その後若干変えております。マスタープランの方は、計画アセスと書いてありますが、SEAのご説明を受けて、SEAの考え方を踏まえながら、スコーピング段階で相手国のカウンターパート以外の専門家の参加を求めぬ。これは専門家パネルというのを設置す

る可能性があるというお話を、原科共同議長からご説明頂きましたので、そこを踏まえた点でございます。その専門家（途上国の専門家）に事前に必要な情報を公開するという。この後に、審査のためのアドバイザリーグループに助言を求めた場合はというのは、後に実施体制のところを書いてありますが、JICA が環境社会配慮に関して、何らかのアドバイザリーグループを国内に設置する必要があるかと考えております。それを設置した場合には、そちらにも助言を求める。その場合には情報公開をするということでございます。

その下の（２）のフィージビリティスタディのところは、一定程度のスコーピング時に影響を受ける住民というものが、明確になっているだろうということで、住民参加を組み込みということで、必要な情報を相手国の住民に公開するということになっております。アドバイザリーグループの点は、同じでございます。その後のプロセスは、ほぼ同じでございます。環境社会配慮報告書案は JICA で作った最終的な評価書に近いものがございますが、これを専門家ないし住民に、それぞれマスタープランでは専門家、フィージビリティスタディでは住民に公開し、説明し、意見を報告書の中身に反映させるということでございます。国内に設置します、審査のためのアドバイザリーグループへの助言を求めた場合は、それも内容を公開するということです。あとは最終報告書を公開するということでございます。

これがマスタープランとフィージビリティスタディに共通しておりまして、特にフィージビリティスタディの方は、カテゴリ A には適用してみたいと思っております。マスタープランは、カテゴリ A、B 双方に専門家パネルといったものを現地に設置して、ヒアリングする可能性があると思っておりますので、カテゴリ A、B に関わらず、そのような方向を取りたいと思っております。

開発調査のフィージビリティスタディのカテゴリ B になったもの。最初の段階は同じでございますが、スコーピング時に住民参加ということではなく、必要に応じて専門家パネルといったものを設置して、パネルに対して情報を公開していくというところが違ってまいります。

無償資金協力の場合、これは外務省から調査の実施指示を受けた段階で、カテゴリ A につきましては、プロジェクトの概要、カテゴリ分類、その根拠を公開する。ここに書きましたカテゴリ A は、開発調査でカテゴリ A 案件として必要な環境社会配慮を行ったものという前提で書いておりますが、それについては開発調査で行った環境社会配慮調査結果を踏まえて、基本設計を行い、報告書を公開するというようにしております。

無償資金協力のカテゴリ B は、ほとんど開発調査のカテゴリ B と同じでございますが、必要に応じて専門家パネルを設置する、あるいは国内にアドバイザリーグループに助言を求め、公開する。それぞれのパネルの結果を報告書に反映させ、かつそれを情報公開していくということでございます。カテゴリ B は、特に予備調査でこういった環境社会配慮に対しての調査を行うことになると思っておりますので、予備調査報告書を公開する

ということを④に入れております。

技術協力プロジェクトも、実施指示を受けた段階で、プロジェクトの概要、カテゴリ分類、その根拠を公開するのは同様でございます。カテゴリ A の技術協力プロジェクトも開発調査の枠組みで環境社会配慮を行うということを前提に立ちまして、その調査結果を踏まえて、R/D を作成するということにしております。技術協力プロジェクトは特にモニタリング。今日も出てきておりましたが、実施の部分が JICA にかかってきますので、実施の過程で得られる情報を中間段階と終了時に、モニタリング結果を公開し、終了後 JICA が行いました環境社会配慮がどのように実際に行われているのかというのを、終了時に監査し、それを公開するということでございます。

カテゴリ B も開発調査、無償資金協力のカテゴリ B と同様でございます。専門家パネルを設置し、情報を公開していくということをここにしております。その後のモニタリングの中間結果、その後の終了時の部分については、カテゴリ A に準じるという形で整理させて頂いております。少々端折りましたが、以上がポイントでございます。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、本日の資料「EC.12/2」の松本委員（FoE Japan）からの情報公開に関するご意見を承りたいと思います。よろしくお願い致します。
- **松本委員（FoE Japan）** はい。資料を基にお話をさせて頂きたいと思うのですが、私どもの提案の中で、JICA と大きく違うのは、1 つには実施指示前の情報公開というものもきちんとしていかなければならないという点でございます。それと、この紙の概略なのですが、1 つは JICA 自身がウェブサイト、あるいは適切な方法でというのでいいと思うのですが、公開する情報というのと、JICA が相手国の中で直接、環境社会配慮調査を行うといった場合に、相手国で JICA が責任を持って公開するような情報。そういったものを「2-2-2」という形でまとめております。「2-2-3」というのが、これは相手国が行う情報公開という形の、JICA が行う情報公開の中をウェブサイトのものと、相手国で行うもの、それと相手国自身で行う情報公開という 3 つのレベルに分けて、提案をさせて頂いております。

それと、この情報公開に関しましては、前回の委員会の中で、松本委員（メコン・ウォッチ）から提案がありました手続き。この新しい考え方に基づいた手続きを基に考えた情報公開のタイミングと内容ということになっておりますので、前回の手続きの議論を振り返って頂きながら、聞いて頂ければと思っております。

基本的な考え方ですけれども、最初の「2-1」の 4 つめまでは、これは JBIC の中で謳われている情報公開の考え方と同じです。様々なステークホルダーからの情報提供を歓迎するという考え方と、JICA 自身の透明性とアカウンタビリティを確保するために、適切な時期に、適切な機会を設けて情報を公開していく。それと、JICA としてそのステークホルダーに対して意見を求めることがあるということと、以下に規定する以外にも第三者に対して求めに応じて、可能な範囲で環境社会配慮に関する情報提供を行って

いくというような4つは、JBICの考え方に則った考え方です。

そのあとの3つは、これは特にJICAが直接的に環境社会配慮調査に関わっておりますので、その調査を行う際に、積極的にさらにJICAが行うべき情報公開という意味で書かせて頂いております。1つは十分な環境社会配慮を行う上では、十分な協議が不可欠であるという考えに立って、この協議を行う前には、協議を行うのに十分な情報を、十分な時間的余裕をもって提供するというような考え方。それが後ろから3つめの点です。そういった情報公開に関しては、ウェブサイトで公開しているという形ではなく、積極的にその地域の住民などには、情報提供をしていく必要があるという考え方です。

後ろから2つめですが、これは情報提供をする際に、十分な時間的余裕を持って、しかも重要な情報に関しては、これは地域の人々が理解できる言語や様式により、書面で作成されなければならない。これはJBICのカテゴリAに求められる環境アセスメントの中でも、やはりこういった書き方をしているかもしれませんが、これに基づいた形で協議を行う際には、地域の人々が理解できる言語と様式ということ。そのような形で情報提供が重要ではないかという考え方です。

最後ですが、この下に定めた手続き沿った情報提供が出来ない事業は、JICAは支援しないという方針を明らかにして頂きたいというところまでが、基本的な考え方です。

続いて下の「2-2 時期と内容」ですが、先程も申し上げましたように、1つめはJICAのウェブサイトで公開するという事です。順番に時期に分けて、情報公開の内容について書かせて頂いているのですが、まず一点目はプロジェクトの発掘段階です。この段階でプロジェクト形成調査の最終報告書。これに関しては、完成後速やかに公開して頂くということと、カテゴリAに関しては、カテゴリ分類の終了後に、要請段階の情報の一部をやはり公開して頂きたいということ。前回の松本委員（メコン・ウォッチ）のペーパーの中にも入っていたかと思いますが、特に事業名、事業地域、事業概要に関しては日本語・英語で公開して、外部からの情報提供を少なくとも30日間は求めて頂きたいということです。

2 ページ目です。さらに外務省が要請の採択決定後に、JICAの提案と同じですが、事業名、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠、さらにJICAの協力事業への最終的なコメント。これを付けられているというお話でしたので、それを日本語・英語で公開する。そのJICAの最終的なコメントという中には、(1) 開発ニーズ、(2) 環境社会影響、(3) 調査や事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、(4) 住民参加と情報公開についての分析と見解を含み、さらに(5) 要請案件への支援に対するJICAの見解とその根拠、(6) 採択における条件や、外務省への提言を行うという手続きの提案を前回して頂いておりますけれども、そういったものがある場合には、それを含んで明記するという事です。

その次の【】ですが、JICAというよりも、むしろ日本政府。これは外務省だけではなく、例えば経済産業省の委託の無償等は、経済産業省も意思決定に関わってらっしゃ

やるということですので、日本政府という書き方にさせていただきましたが、JICA が不採択や条件付採択を提言した事業を日本政府が支援する場合、その協力事業の実施決定後速やかに JICA のコメントに対する日本政府の見解を明らかにして頂き、それを公開して頂きたいと思っております。これは JICA が、不採択や条件付にしているにも関わらず、日本政府が決めた場合には、その根拠を明らかにして頂きたいという、透明性を確保する意味で必要かと思っております。

続きましてプロジェクトの事前調査および予備調査段階での情報公開でございますが、これに関しましては、カテゴリ A と一部のカテゴリ B の案件について、必ず現地調査を行って欲しいというような手続きを、前回提案させて頂いておりますが、それに基づいた手続きというように考えて頂きたいと思っております。その中で、まず案件を採択した後に、スクリーニングの再確認をするということになっております。これは先程の議論の中にもありましたけれども、スクリーニングを再確認した段階で、要請時に考慮しなかったような非常に深刻な環境社会影響が確認され、JICA が本格調査あるいは基本設計調査、あるいは実施協議調査の支援を行わないことを外務省に提言した場合は、この提言は速やかに公開して頂きたいというところです。

次は、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトの 3 つに分けて考えさせて頂いたのですが、先程も申し上げましたカテゴリ A 及び一部の B 案件につきましては、きちんと現地の踏査を行うということ、手続きとして義務付けて欲しいと考えておりますので、その内容に関してはきちんとスコーピングに反映して、そのスコーピングの内容を S/W に反映して頂きたいというような手続きを、前回松本委員（メコン・ウォッチ）から提案して頂いておりますが、それに基づいてそのスコーピングや S/W の基となる、特に本格調査での環境社会配慮に関する調査、検討項目、あるいは調査方法等についてまとめたものを、JICA の環境社会調査方法書というように、前回の提案書には書かれておりましたが、それに関しては S/W 締結の少なくとも 60 日前には公開して頂き、外部からの情報提供を求めて頂きたいということで、さらに最終的な事前調査報告書は、完成後速やかに日本語・英語で公開して頂きたい。そして S/W を締結後は、プロジェクトの S/W の公開を速やかにして頂きたいということです。

次に、無償資金協力ですが、これに関しましてもやはり、これはカテゴリ A の案件は、全て開発調査の方に戻すというような手続きを提案させて頂いておりますので、カテゴリ B の案件に関してスコーピングを行った後、少なくとも 60 日間はコメントの期間を取って頂きたい。さらにカテゴリ B 案件のうち、予備調査の中で初期環境影響調査を行う場合に関しましては、そのドラフトを少なくとも 60 日間は公開して頂きたいということです。最後に、カテゴリ A 及び一部の B 案件に関しては、予備調査報告書の完成後、速やかに日本語・英語で公開して頂きたいというところまでが、無償資金協力です。それに関連する外務省の情報公開ですが、予備調査に基づいて、JICA が基本設計調査の支援を行わないことを外務省に提言した案件に関して、外務省が基本設計調査の実施

を決定する場合には、決定後速やかに、外務省が何故提言にも関わらず、支援を行うことを決めたのか。その根拠を明らかにして頂く必要があるだろうと思っております。

次は技術協力プロジェクトですが、これに関しましてはスコーピングの終了後に、やはりスコーピングの特に調査項目や検討項目、あるいは調査方法についてまとめた方法書を公開して頂きたいということと、カテゴリ A 及び一部の B 案件に関しては、事前調査報告書が完成次第、速やかに日本語・英語で公開して頂きたいというところです。

次からは、本格調査のステージでの情報公開なのですが、これも開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトの 3 つに分けて考えさせて頂きました。本格調査に関しましては、インセプション・レポートやインテリム・レポートは完成後速やかに公開して頂きたいということと、これもカテゴリ A 及び一部の B 案件ですが、さらにカテゴリ A 及び一部の B 案件のドラフト・ファイナル・レポートは、完成後速やかに公開して頂き、少なくとも 60 日間外部からの情報提供を求める期間を作って頂きたい。さらに本格調査の最終報告書は、これは全て公開されていると思うのですが、これは完成次第速やかに公開して頂きたいということです。

続きまして、基本設計調査の情報公開ですが、これもやはりカテゴリ A は開発調査に回されるという前提で、カテゴリ B 案件のうちで、基本設計調査で初期環境影響調査を行う場合に関しては、このドラフトを少なくとも 60 日間は公開して頂きたい。また、基本設計調査の最終報告書は、完成次第速やかに公開して頂きたいということです。

続きましてこれに関連する外務省に、これは報告書の中では期待という形でしか書けないかと思うのですが、やはり JBIC と同じような無償に関しては、審査の手続きが必要ではないかというような提案が、前回手続きの中でございましたけれども、これに関連してカテゴリ A 案件及び一部の B 案件に関しましては、前回の提案の中では、JICA がやはり環境社会審査を委託するという形で行うのが、適当ではないかというような考え方を示しておりますが、そういった考え方に基づいて、JICA の環境社会審査にあたって、現地の環境社会影響評価書を相手国の環境証明書、あるいは移転計画書等、相手国あるいは実施機関から入手した環境配慮に関する重要な文書の入手状況を公開し、現地の環境影響評価書等を交換公文締結署名の前の、少なくとも 120 日前には公開して頂きたい。これは JBIC の手続きの ODA のものに関しては、120 日前の公開を義務付けておりますので、それに倣った手続きをして頂きたいということと、交換公文の署名後には、審査の結果を公開して頂きたいということ。さらに、相手国の現地環境影響評価書や、あるいは認可証明書、移転計画書等は日本で公開してよいことが、保証されていなければならない。これは最初の時点（入手の時点）で確認して頂きたいという趣旨でございます。

続きまして、技術協力の実施協議調査のところですが、これに関しては R/D の署名後速やかに R/D を公開して頂きたい。

次に本格調査・基本設計調査・実施協議調査終了後ですが、これは実際の相手国の環

環境影響調査と、JICA が行う環境影響調査は異なるということで、自らが実施した環境社会配慮調査の結果が、相手国が実施する現地環境影響評価書あるいは環境管理計画、住民移転計画等にどのように反映されたかについて、適宜その実施状況を公開して頂きたいというところです。

⑦のところですが、これは前回手続きの提言の中で、外部専門家委員から様々なプロセスにおいて、提言や意見を頂くというような手続きを提案させて頂いておりますが、委員会での議事録、あるいは提出資料、作成した報告書等は、できるだけ速やかに公開して頂きたいというところです。

ここまでの JICA 自身が直接にホームページ等で公開して頂きたいと思っている資料で、続きまして 3 ページの下から JICA 自身に相手国で公開して頂きたいと考えている資料の情報公開についてです。JICA はウェブサイトでの情報公開にあわせて、直接環境社会配慮調査に係る情報に関しては、適切な協議を行うための資料として、相手国のステークホルダーに適切に積極的な情報提供を行って頂きたい。その情報提供に関して、A と B という 2 つに分けて提示させて頂いております。特に A で示した情報公開に関しましては、JICA が行う協議。協議を行う前に適切な情報が、その協議に参加する人達が入手している必要があるというような考え方から、資料そのものをお渡しする、あるいはホームページで公開するというよりも、資料の中身が理解できるような、地域の方々が理解できるような言語と様式で、説明するような情報提供の仕方を工夫して頂きたいという情報でございます。これに関しましては、まず事前調査・予備調査の段階で、無償資金協力に関しては、やはりスコーピングの終了後、方法書にあたる文書を少なくとも 60 日間はコメントを得られるようなタイミングで、公開して頂きたい。

さらに予備調査において、無償資金協力ですが、初期環境影響調査を行う場合は、この場合に関しては、やはり最終的な報告書作成前の 60 日前には公開して頂きたいということと、それと予備調査そのものの最終的な報告書も公開して頂きたいということです。

それから技術協力プロジェクトですが、これに関しましては、カテゴリ A 及び一部の B 案件に関しましては、調査項目や検討項目、調査の方法についてまとめた方法書を公開して頂きたいということです。

本格調査のステージでは、開発調査ですが、カテゴリ A 及び一部の B 案件のインセプション・レポートのドラフト。この方法書にあたる文書を公開して頂く必要があるかと思うのですが、この本格調査の前はかなり細かい情報を、スコーピングするのは難しいのではないかとするような考え方から、このインセプション・レポートのドラフトの時点で、前回今井専門員の資料の中で、第 2 回目のスコーピングをするという提案がなされておりましたが、それに基づいて第 2 回のスコーピングの段階で、スコーピングの案になるようなものを公開して頂きたいということと、最終的なインセプション・レポートを公開して頂きたい。

さらに、インテリム・レポート（中間報告書）ですが、これに関しても最終レポートの前に公開して、最終レポートは完成後に速やかに公開して頂きたい。

そして最後のドラフト・ファイナル・レポートですが、これに関してもファイナルになる前に公開して頂きたいということ。

最後は、すみません。間違えております。4ページの最後の点ですが、カテゴリ A 及び一部の B 案件のドラフト・ファイナル・レポートと書いてありますが、これはファイナル・レポートの間違いです。すみません。

次に無償資金協力の基本設計調査における情報公開ですが、これに関しましては基本設計調査の段階で初期環境社会調査を行う場合には、やはりこのドラフトの方法書にあたるものを公開して頂きたいということ、最終的な報告書を公開して頂きたい。

技術協力プロジェクトに関しましては、R/D の署名の前に、R/D のドラフトを公開して頂きたいということ、最終的な R/D の署名後に、R/D そのものを公開して頂きたいということです。

その次の B ですが、これに関しましては JICA の現地事務所等で、地元住民のステークホルダーの方がいつでも閲覧、あるいはコピーの取得が出来る状況を作って頂きたいというような情報公開です。1つは、プロジェクトの事前調査及び予備調査の段階ですが、開発調査につきましては、カテゴリ A 及び一部の B 案件に関しましては、事前調査報告書は完成後、速やかに日本語・英語で公開して頂きたいということ。

さらに、カテゴリ A 及び一部の B 案件に関しましては、S/W の締結後速やかに、S/W を公開して頂きたい。

無償資金協力に関しましては、カテゴリ A 及び一部の B 案件に関しましては、予備調査報告書完成後、速やかに日本語・英語で公開をして頂きたい。

技術協力プロジェクトに関しましては、カテゴリ A 及び一部の B 案件の事前調査。これに関して完成後、速やかに公開して頂きたい。

本格調査に関しましては、インセプション・レポートおよびインテリム・レポートの完成後速やかに公開して頂きたい。また、本格調査のファイナル・レポートも、完成後速やかに公開して頂きたい。

基本設計調査ですが、これは最終報告書を速やかに公開して頂く。

技術協力プロジェクトに関しては、R/D の署名後に速やかに公開して頂くということ、中間評価報告書やエバリュエーション・レポート、終了時評価報告書も、完成後速やかに公開して頂きたいということです。

そこまでが JICA が相手国で行って頂きたい情報公開ですが、最後の 6 ページからは相手国に求める情報公開です。

- 國島共同議長 すみません。3 の話題は相手国の情報公開の話ですか。
- 松本委員 (FoE Japan) そうです。
- 國島共同議長 それでは、これはまたあとで伺います。ありがとうございました。今の

お二人のご説明に対して、ご意見・ご質問を承りたいと思います。村山委員、どうぞ。

- **村山委員** 今かなり立場の違う方から二つお話を伺ったのですが、少しコンセプトとして違うところがあるような気がしました。1つは、最初に鈴木さんからご紹介頂いたものは、専門家の意見をいかに反映させるかという側面が含まれているような気がしました。それからもう1つは、参加手続きということも少し含まれていると思います。そのような意味では、情報公開の中に専門的な意見も入るし、参加という一般的な意見も入る。コミュニケーションというか、参加という意味合いが少し入っているような気がします。それに対して松本委員の今のご紹介は、かなり情報の公開というところに重点が置かれていて、どちらかという外部からの監査、モニタリングというものが強調されている。とにかくステップを踏んで、出てくる資料については全て出すという、そのような意味合いが強いです。そのような意味では、すこし立場が違うのではないかという気がするので、そのあたりを整理した方がいいという気がしました。
- **國島共同議長** どちらがいいと思いますか。
- **村山委員** これは、手続きの中に前回松本委員（メコン・ウォッチ）が出されたような手続きの中に、おそらく参加の手続きというものが若干含まれているところがあると思いますので、そこで記述するのであれば、情報公開はあまり参加という話は含めなくてもいいのだらうと思います。参加も必要ですし専門家の意見の反映も必要ですが、要はどの部分で記述するかということだと思います。そのような意味では、松本委員（FoE Japan）のご説明は非常にクリアなのですが、ここまでクリアにする必要があるのかはちょっとわかりません。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。私は紙にすると多いのですが、実務ですと当然出てくる文章が出てこないで、悩むことが多いのですが、実はこれくらい書いておいても、よく情報が出るなど私はそんなに思っておりません。それはさておき、今のペーパーの中で整理という点からいくと、1つ重要なのは、3ページから「2-2-2」というものがあります。4ページから始まる部分と5ページ全部にかけて、これは相手国での情報公開ですし、かつ前半のAの部分は、次に話をする協議と一体の部分なのです。協議という部分はまだ議論されておりません。従って、情報公開でありつつも、実はこの部分はこのようなものを公開した上で協議をしましょうということです。つまり、もっと言いますと方法書と準備書の段階では、少なくとも必ず協議があるでしょう。その協議の時には、このような文書は出ているべきでしょう。

かつ、この議論の中で、国際航業の田島さんから、実はインテリム・レポートは重要なものであるというお話があったわけで、従ってそこは日本のアセスと違って、インテリムという段階も、方法書や準備書と同じくらい重きを置いた方がいいのではという形。このインセプション、インテリム、ドラフト・ファイナルという3つの段階で協議が行われる。これは全部ではなく、カテゴリA案件と一部影響が深刻になるカテゴリB

案件に限っては、その3回の協議が必要で、その3回の協議の時にある文書が、相手のステークホルダーに提供されている。しかも現地語、および様式に注意をされて行われている。

そのような意味からいけば、ここの部分は今の村山委員の整理からいくと、ある意味では協議と一体化しているわけであって、これを取ってしまうと、あまり細かく書いてあるわけでもないのかという気が私はしているのですが、他の委員の方の意見を伺いたいと思っております。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。JICA側でも、外務省の方でも、他の方でもいいですし、ご質問でもご意見でも何でも結構です。
- **鈴木** はい。それでは1つ、ご質問ということも含めてなのですが、今まさに松本委員がおっしゃられた協議が必要というところですか。
- **國島共同議長** どこですか。
- **鈴木** 4ページの「A.下記の情報に関しては、適切な協議が行われるための～」というところなのですが、地域住民の人々が理解できる言語と様式により書面で作成されねばならないという後に、下記の情報は、協議の際にステークホルダーに配布する資料としての情報提供で、報告書及びドラフトの翻訳とは異なると書いてあるのですが、協議の際にどこまでステークホルダーを取るのかというところがあると思うのですが、実際にJICAの場合でも開発調査の場合に、インセプション、インテリム、ドラフト・ファイナル・レポートというのは、先方政府と日本側から案を出して協議をして、その後のステップに進むということをとっております。

その時のステークホルダーの取り方を、例えばカテゴリAであれば、住民を巻き込んでということが当然必要になってくるわけですが、ここの地域の人々が理解できる言語と様式により書面でというのが、我々の経験によると、ものによっては大変な作業になってくるのではないかという気がするのと、ここに括弧書きで書いてある「報告書及びドラフトの翻訳と異なる」というのは、一体どのようなものを示されているのか。もしイメージなりお考えがあれば、そこをお答え頂きたいというのが1つご質問でございます。

- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** これは、例えばドラフト・ファイナル・レポートを現地の人々が理解できる言語と様式で翻訳するのは、かなり大変な作業になるのではと思いましたが、そういった報告書そのものを翻訳する作業というよりも、むしろ例えば地域の方は環境影響報告書を見ても、一体自分達にどのような影響があるのか理解出来ないかもしれない。報告書を理解できないといったことが考えられます。そういった場合に、もう少し地域の人々に分かりやすい形で、要約したものというようなイメージを私自身は持っております。
- **國島共同議長** 素人質問のようで恐縮なのですが、JICAの活動をJICAの方達が国内

で、報告したり、情報公開したり、閲覧可能にするということにプラスして、今の松本委員のご提案は、相手国でも JICA が行っていることを、仮に A と B の範疇に分けて、その相手国のいわゆるステークホルダー（関係者）に大いに知ってもらうようなものを作った方がいいというご提案なのですが、私の理解では、現状でもかなり広く変化していると思います。今でも JICA の方の活動は、それなりには報告されていると思うのですが、これはプロジェクトに直結してそれぞれ行うというご提案と理解してよろしいのでしょうか。それは JICA の人から待ってくれという声が出て、それはとても出来ないというようなことから始まって、率直な反応があると思います。

- **鈴木** それで今、地域の人々が理解できる言語と様式によりというところのご質問をしたのですが、例えば英語圏であれば、ここの部分だけの話でいきますと、英語圏であれば英語でインセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートを実際に日本から持っていき、先方の政府、関係省庁、公共事業所、計画省、あるいは地域の関連する主要なステークホルダーを入れた形での議論というのは、この段階ではそれぞれしておりますが、地域の人々が理解できる言語と様式というところは、ほぼ行っていないところです。理解できるというのは、英語が理解できれば一番いいのですが、多分この意味はそうではないという理解ですので、そこはかなり我々が現行で行っていることとはかけ離れているというように思われます。
- **國島共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** 松本委員のペーパーへのコメントなのですが、よくぞここまで JICA の仕組みをご理解頂いて、かつ非常に細かく我々に縛りをかけるといっては変ですが、ご指摘頂いて大変ありがたいと思うのですが、基本的な考え方が 1 つ違うところがございます。特に 2 番目の相手国での情報公開のところでは。
- **國島共同議長** 何ページですか。
- **富本** 相手国での情報公開は 3 ページから始まる「2.2.2」です。特にここの部分なのですが、先程國島共同議長がおっしゃったように、JICA の広報というものと、中身を説明するということは若干性格が違うのではないかと思うのですが、少なくとも人事ベースというところがありますので、相手国の担当省庁には説明をする必要があるのですが、基本的にステークホルダーという住民を念頭においておりますが、これに対する説明というのを、相手国政府を差し置いて JICA が行うことが出来るのだろうかというあたりが、一つ実務的に難しい部分があるのではないかと。従って、あくまでも技術協力機関として、相手国政府がステークホルダーに対して、説明を行う部分を支援するという意味合いで、必要な情報を提供するというのは今でも行っております。

それに一步踏み出した形で、場合によっては相手国政府を横において、JICA が全面に出て、コンサルタントや作業監理委員会の委員長、委員の方々、JICA の職員を含めて、あるいは各省庁の方々が相手国政府に成り代わって説明をするということを想定されていると思うのですが、そのようなことが実務的に可能かどうか。相手国との関係で

可能かどうかということが、1つ大きく私の中で疑問として残っております。他の援助機関がそのようなことを行っているという例は聞いておりますし、では何故 JICA はしないのかというご質問があるかと思いますが、今の国際機関の枠組みの中で自由に、かつ日本と同じようなレベルで、出来るのかどうかということが1つ大きくあるかと思えます。そこは実は議論して頂かないと、そのようなことを決めて頂いても現実に出来ないということで、ガイドラインを遵守していないとお叱りを受けることがありますので、そこは正直に申し上げたいと思えます。

そういった中で、おっしゃっているようなものが、なるべく実現するような形で、まずは相手国政府がそのような意識を持って、積極的に政府としてステークホルダーに説明をするのだ。しかし、必ずしも十分な情報がない、説明するための技術的な知識がない、あるいはプレゼンテーションの能力がないという時に、JICA が協力をさせて頂く。そしてご趣旨のようなステークホルダーに十分伝わって、ステークホルダーの意見が吸収できるような仕組みにしてく方がいいのではないかと思います。このご意見では、そういったところが抜けているというか、そういった現実があるということをご理解頂いた上でのご提案なのかというところを、少々お聞きしたいと思えます。

- **國島共同議長** 議長として、今の相手国での情報公開ということについての富本さんのご意見は、その前の日本国内の話がすっときたということで、こちらはいいが、相手国では気になるということではなく、前半の部分も気になったということですか。
- **富本** もちろん、そのようなことです。
- **國島共同議長** そのようなことで、分かりました。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 先程の質問にお答えしたいと思うのですが、1つはやはり JICA も国対国の約束事なしに、相手国に乗り込んで調査をするというのは、非常に難しい状況だと思いますので、むしろそのあたり外務省の方より、事前にどのような約束事の下に JICA が調査をするという約束があるのかということ、国対国の決め事としてもしご説明頂けるのであれば、お伺いしたいということと、最初の1ページの「2-1 情報公開の基本的考え方」の5つめの3行目に、「JICA は外務省や相手国政府の協力のもと」と書かせて頂いたのですが、先程富本さんがおっしゃったように、勝手に乗り込んで調査をするということは出来ないでしょうし、そういった何らかの国の間の約束事を基に、現地で調査なり、ヒアリングが行われると思えますので、そういったことが行われるような国同士の決め事を、むしろ事前に合意して頂きたいというよりも、そういったものがないと、その後の調査というものが出来ないのではないかと考えております。
- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 今の件について、是非外務省の方の意見も伺いたいと思えますが、その一方で富本さんのお話でいきますと、この委員会を通じてずっと言っている「支援」という言葉を曖昧に使うと、非常に JICA の役割が見えなくなってきたり、もう一度 JICA の責任とは何かという議論を蒸し返さなければなりません。

で、ここは環境省の小川委員のクラリフィケーションを踏襲したい。つまり JICA 環境社会配慮調査というものがあり、一方現地には現地環境影響評価というものがあり、この2つがリンクをし合いながら、支援をしていくという形。

しかしながら、JICA 環境社会配慮調査というものは、やはり JICA は責任を持たなければいけないものであるという認識に立てば、少なくとも JICA 環境社会配慮調査については、JICA 自身が必要な情報公開を現地においてする必要がある。現地環境影響評価調査は、もちろん現地が中心でありますから、出来る限りこのようなものが公開されるように、働きかけるという JICA の立場は理解しますが、少なくとも JICA 環境社会配慮調査については、JICA が責任をもって、一定程度の情報公開を担保した上で、現地を調査するべきだということには私は思いますので、そこはあまり支援という言葉で煙に巻くという方法は、この委員会では取らないことになってきておりますので、明確な議論をした方がいいと思います。

- **國島共同議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中委員 (JICA 国際協力専門員)** 二点申し上げたいと思います。開発調査のカテゴリ A にあたるような案件を想定して申し上げます。この場合に、まず 4 ページに書かれておりますインセプション・レポートからインテリム・レポート、ファイナル・ドラフト・レポートといったものは、当然要請を受けて F/S 等を行っているカウンターパート機関と議論する時に、英文が正文ですが翻訳版がその国の言語で作られているケースも少なくありません。例えば私が関わった中では、ラテンアメリカではスペイン語で行いますし、それからフィリピンでは英語ですが、インドネシア語、タイ語。そういう形の中で、ステアリング・コミッティというのが通常作られるケースが少なくありません。そのステアリング・コミッティの中に、どれだけのステークホルダーの方々に参加しているかということが、この部分にどれだけ公開性があるか、現実には重要なテーマになると思います。

NGO の方が現地のステークホルダーの中に入っているケースというのは少なく、私に関わった中では 1 つ、2 つくらいしかございませんでした。最近では、そのあたりを開発調査の事前調査の中などで、スコープオブワークを結ぶ際、どのようにステークホルダーの人を入れていくかという議論をする時に、NGO の代表の方も入ってもらべきだというような議論をするような事前調査も少しずつ増えてきております。ですから、この公開性というのは、今申し上げましたような、先方のカウンターパート機関がどれだけこの公開性に対して、真剣に考えるかということによって決まってくる問題だと思います。ですから、ここで相手国の方々と話がうまくいかない中で、JICA が独自に情報公開をするということは、やってはいけないことだということには私は感じます。つまり、開発調査自体が先方からの要請で行っているということですから、そのように思うのですが、このことを考えるといつも議論になることですが、その要請というものが、どれだけナショナルプロジェクトとして相手国側が熟度を高めて要請してきているの

かということに帰結すると思います。非常にその熟度が上がっている中で、JICA が支援するという立場であれば、このあたりのステークホルダーの議論も、かなり向こうも真剣に行っておりますし、EIA 自体も自分達の予算で、どのようにしていくかというスケジュール的に決まっているケースがございます。

それから二点目は、調査方法書という言葉がありますけれども、日本の環境影響評価法の中でまさにスコーピングを行って、それをオープンにして、国民誰でもが意見を言える制度になっておりますが、実際意見が少ないということも聞いておりますが、だんだんそのような制度が広がれば、その方法書のあり方というのが、非常に役に立ってくると思います。ただ私は、今まで申し上げましたように、本来誰が事業実施主体かということを考えたら、JICA ではありません。相手国の公共事業省、農業省など、その人達が事業実施主体として、本来環境社会配慮、もちろん調査も入るわけですが、しなければいけないことをきちんと議論した上で協力をする。そういった熟度の高いものを拾っていくということをしていかないと、これだけお書きになられていることの中の殆どの部分は、非常に対応が難しいと思います。

その熟度が非常に高まるようになるためには、先程前半のご議論で河野委員がおっしゃられたように、少しタイムラグや時間がかかるというお話がありましたけれども、私は前半の時にも申し上げましたように、マスタープランの中で、まさにこういった議論も含めて、公開性の議論もしながら熟度を高める F/S を探していくということをしなければ、こういった形にはなっていないと思います。それがもし出来るのであれば、多分セレクトされた数になりますので、部分的には対応できる可能性はありますけれども、そうでない現状で、もしこれをしようとする、私ども作業監理業務をしている人間や、コンサルタントの方などは、夜も昼も、それから土曜も日曜も仕事をしないと、これだけのことは難しいと思います。そのような意味では、非常に熟度の高いものをきちんと相手側が一生懸命行うというものを拾っていく。そこにもう帰結するとそう思います。以上です。

- **國島共同議長** 今のお話を聞いて、現時点において、例えば JICA の総事業費が一兆円とした時に、ここで言われる情報公開。報告書を出す、翻訳する、色々なことを知らせるとい、いわゆる活動報告、情報公開の費用というのは、いくらくらいなのか。例えばそれに 5%使っているとか、1割使っているとか、そのような検討や、他の援助機関との相場・平均値に比べて、JICA は 2 倍くらいこのようなものにお金を十分に使って、資源を投入しているのか。いやその逆で、3分の1しかしていないのだというようなことを、調べられたことはありますか。そう申しますのは、あくまでも現状をベースに、今の意見に対しておっしゃっているのですが、現状をどう見るかによって、随分意見が違ってくるのではないかと思います。
- **富本** 手元に数字はないのですが、いわゆる独法化に伴って、情報公開法に従って行う情報公開の件数や費用というのは、ある程度拾えると思います。ただ國島共同議長がお

っしやるのは、もう少し広い意味で、JICA の作った開発調査の報告書を相手国政府に提出する。あるいは国会図書館に納入するということも含めたものであれば、範囲がかなり広がりますので、そこを少し精査しなければわからない部分もあるかと思えます。かなり費用と時間と人員を割いているということは言えると思えます。情報公開については、関連の部署からお願いします。

- **國島共同議長** といいますのは、私は大学におりまして、ある私の大先生が、研究費の1割は、その研究の制度やプロセスを外に知らせるために使うべきだと言明されました。しかし、100万円の研究費で10万円を使うのは、どうということもないのですが、1億の研究費をもらった時に、1000万円を本当に使えるかということ、なかなか難しい。ですから、1兆円の事業費で、例えば今のようなことも一種のプロジェクト事業ですが、1000億使っているのか。変な言い方ですが、本当に公共性があり、世のため人のためとなり、幅広く人に影響があるようなものは非常に重要なことだからこそ、そのくらいはお金を使って、世の中の色々な立場の人に知らせるべきである。まともで、しかしあまり重視されなかった常識みたいなものからも、色々無理があつて難しいという意見があるのは分かるのですが、広く議論して頂くという意味で、あえてこのような質問をさせて頂きました。

- **富本** ご参考になるかどうか分かりませんが、開発調査も最近では、相当この情報公開といいますか、現地でのセミナー、ワークショップというものを、インセプション、インテリム等でも何回が実施している例がございます。私自身が担当していた時にも、いくつもありまして、例えばフィリピンで廃棄物の調査を行った時は、これはステークホルダーが大変多かった。15~16の区、マニラ市以下の区長を含めて、あるいはNGOグループ、関係業者、相当数呼んで数回のワークショップを行いました。また外では、反対住民がプラカードを持って、デモンストレーションをかけるといった中で、相当な激論を戦わせたということでもあります。これは既に、政治的な問題になるくらいに情報公開に努めた案件もあります。

しかし公開しなければ、その案件がある程度認知されないとか、実施されないということもありますので、必ず行わなければならないプロセスであります。ただ申し上げたいのは、国によって、それが出来る国と出来ない国があります。それから当然のことながら、ステークホルダーの中に、NGOや反対する人達が意見を自由に言える。そしてその意見が反映できるような政治的、文化的、社会的環境にある国と、そうでない国があるわけです。そこを一律に、このやり方で行えといった場合に、かなり無理がある。国内的に相当な混乱が起こる場合もあるかもしれない。

そういったことを十分に配慮し、かつ支援という言葉の中に、そういった言葉を含めた、いわば相手国政府が、自分達の力量の中で、自分達の計画を関係者に説明していける能力ということも含めて、そういったものを構築していくということも、1つの技術協力の一環ではないかと考えております。従って、ご提案は非常に素晴らしい内容だと思う

のですが、各国の事情、セクターの事情、あるいは発展段階ということも十分に考えながら、ここは適用していかなければならない部分だろうということは考えております。

- **國島共同議長** 外務省の方でもし何かあれば、河野委員どうぞ。
- **河野委員** 政府レベルでどのような枠組み設定をするのか、その中で JICA がどう動くかというご質問がありましたけれども、政府ベースで個別案件の詳細について決めるということは、むしろそんなにないと思います。基本的に先方政府から上がってきた開発調査の要請に対して、その案件を採択しますという通報を行うということは、政府のレベルで行いますが、その先の具体的にどういったやり方で何をするのかというのは S/W の議論だろうと思います。

既に話が出たことですが、情報公開を考えるにあたって、基本は、情報は公開すべきである、ということだろうと思います。それは日本の国内においても、先方政府においても、あるいは他のドナーに対しても、情報を公開することによって JICA の仕事の質も上がるだろうと思いますし、実際に仕事に携わるコンサルタントも見られるわけですから、その仕事の内容が問われることになるだろう。そのような意味で、情報公開の検討効果が高いのだろうということを考えれば、すべからく行うべきであろうと思うのですが、一方で ODA で協力する案件は相手国の事業であるということは、やはり基本です。

例えば案件によっては非常にその国によってセンシティブな問題を取り扱う場合があります。そうした場合に相手国が、作業に必要な中では情報を提供してくれますが、それを一般に公開するという点については、躊躇を感じるというケースもあると思います。それを全て鵜呑みにするのがいいとは言いませんが、現実問題としてそのようなことがある。例えば水資源の賦存状況が問題になるような案件で、複数の国が水資源に対するアクセスを求めている場合、ある特定の国の水資源について調査を行い、その結果を公表することは、非常にセンシティブな場合がある。

そのように色々なケースがあることから、相手国政府との関係で、我々は協力するのだから全て公開することを了承しろ、あるいは全て公表を了解する案件しか、我々は協力しないというところまで言い切るのがいいのかというのは、若干慎重に考える必要があるのではないかというような気が致します。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **佐々木委員** ECFA から来ております佐々木です。JICA の調査の中で、特にマスタープランレベルで、どんなステークホルダー・ミーティングの利用の仕方をしているのかということ、少しご紹介したいと思います。業務指示されて、TOR の中で我々が求められて行う場合もありますが、我々コンサルタント側から提案して、こうした方がいいという提案をする場合があります。通常の場合は、ステアリング・コミッティを、各節目で（インセプション・レポートを作り、インテリム・レポートを作り、ドラフト・ファイナル・レポートを作りという節目で行う時に）、開催します。ステアリング・コ

ミッティというのは、非常に狭く、直接我々に対して注文をつける側との会議、確かに国際約束した中でのステークホルダー（関係者）との会議なのです。より広く調査の成果、計画作りの成果をお知らせするために、ステアリング・コミッティ・ミーティングのすぐあとに、相手側に承認を受けた形で、ワークショップやセミナーという形で広く、別のタイプのオーディエンスに話をする、成果を発表するというチャンスがあります。

これは比較的我々から言えば、従来型のやり方なのですが、その他にステークホルダー・ミーティングを、例えばインテリム・レポートを書く前に、プロGRESS・レポート書く前に、関係者、住民だけとは限りませんが、各保健セクターや交通のセクターですとか、色々な関係者が役所レベルにもおられます。そのような人達を巻き込む、一部NGOの人達をステークホルダーに巻き込むという形でのステークホルダー・ミーティングを、一連のグループを維持しながら連続的に行うということを、我々は始めております。それは、多分ここ3~4年くらいの話だと思います。それまでにも行っていることはあったと思いますが、特に我々マスタープランを行っている人達は、そのようなことをするようにしております。それは何故かと申しますと、情報公開が直接の目的というよりは、使った方が関係者からの情報が集まりやすい。計画内容がよくなる。計画が知れ渡るといふ効果をねらっています。

特に国際約束の場合、相手のカウンターパート機関が中央政府の場合が多いのですが、段々と我々が行っている仕事が、中央政府を相手にしたり、住民のコミュニティレベルのようなものをかなり気にするプロジェクトが多くなってきておりますので、その中央政府とだけステアリング・コミッティで話をしてもしょうがないと考えるようになってきています。このような技術援助が必要な中央政府は、多分5年経っても変わらないだろう。むしろ地方で、本当に必要だと思っている中央の行政の人達や、NGOの人達や、コミュニティの人達もありますが、そのような人達に直接問いかけるようなことも始めております。それはむしろ、そのようなことをしましよと中央政府に向かって言っても、相手官庁に問いかけて、そうすると案外うまくいくのだということを知ってもらうのは、テクニカルアシスタントの成果の1つに私たちは位置付けております。それを最初から情報公開しなさいと相手が言われたら、多分我々の仕事はやりにくくなる場合もあるように思います。ですから、マスタープランレベルくらいですと、情報公開や、広い参加を求めて調整するということは、目標や成果の1つくらいにしてセットして頂ければ、色々な方法が、相手の国や行政のOpenness(公開度)の状況によって、色々なタイプの働きかけや、支援の中身として働きかけができるのではないかと思います。このようなことが一点。

それから先程の鈴木さんのご発表の内容と、松本委員（FoE Japan）のご発表の内容で、先程比較分析をされている委員の方がおられました。私の比較のポイントは、環境社会配慮面だけを公開するのか。JICA 協力事業のそもそも総体を公開するのかということによって、大分雰囲気が違うのではないかと思います。JBIC の場合は、もう一

回、改訂されたガイドラインを読みますと、かなり環境情報面に特化して、そしてそれがわかるような事業内容の公開になっていると思いますが、コンサルタントが作るレポートの内容を全て公開するというので、全ての協力事業を、全てオープンにしながら、それに対してもこのような案件の要請があります、このようなプロジェクト形成をしようとしております、このような案件を採択しますというような、多分環境社会配慮面だけではなく、どうしてこのような協力をするのでか、どうしてこのような開発ニーズをとられて、どうしてこのような問題の解き方をするのでかという面にも、色々な質問や意見が登場するのではないかと思います。それをどのように扱うのか、またそのような問いかけがきた時に、誰が答えるのかというところが、我々コンサルタントとして非常に気になるところでございます。ありがとうございます。

- 國島共同議長 分かりました。どうぞ。
- 松浦 無償資金協力部の松浦でございます。開発調査の方では、富本さんや田中委員より色々ご説明がありました、あくまでカテゴリ-B 案件の基本設計の関連で少しコメントをしておきたいと思っております。もちろん情報公開というのは、ステークホルダーが、何かアクションを起こす前の前提としてということの情報公開で、若干私のコメントは先回りし過ぎるかもしれません。全て前の方、即ち計画の段階で全てを押さえておくのがいいことなのか。無償プロジェクトの場合には、B 案件はかなり規模が小さい。だから、どうでもいいのだということではなく、オペレーショナルにいくと、例えば住民が 50 戸くらいでしたというような時点で、私ども従来のやり方ですと、カウンターパート機関にそのような問題提起をして、「きちんと対処して下さい」という先方への要求に対し先方も「私達もやります」「OK, OK. No-Problem.」と言いながら、住民の基本合意を示す現地語のドキュメントを提示してきて、こちらもそれを受け取って、どこかにしまいこんでしまい、あとは OK ですというような事態も想定されないわけではない。決して私は為にする議論をしているつもりではありませんが、そのようなことで結果として、知られないうちに工事が始まってしまうというケースも 3 分の 1 くらいの国ではあり得るのではないかという感じが致します。決してカウンターパートを信用しないわけではありませんが、同じレベルの意識に立っているかどうかは別問題ということは、往々にして公共事業省関係、教育省関係でもよくあるということではないかと思っております。そのような面で考えると、むしろモニタリングをしている段階で騒ぎ出した時に、いかに仕事がバック出来るか、元に戻れるか。極端に言えば、交換公文を途中でキャンセル出来るか、出来ないかということも含めて、むしろモニタリングのところで、どうステークホルダーが出てきた時に対応するかという面も、考え合わせておかないと、前の段階で全て納得したのだからと言っても、必ずモニタリングの段階で「そんなのは聞いていなかった」ということが出てくるし、おそらく我々相手国政府関係者の方と仕事をすると、計画段階ではステークホルダーとの距離がかなり遠いケースがあるとすると、実施の際のモニタリングを含めた形で考えておかないと、実際のクレーム処理といいます

か、そこは目的を達することは出来ないのではないかという感じがします。

それから、先程國島共同議長がおっしゃった面から言うと、おそらく基本設計で、このような情報公開をしておりませんから、調査費用からいうと、全ての基本設計が B ということではないと思いますが、おそらく 10~15% くらいの調査費の追加費用は、そのくらいかかるのではないかという予想がします。

- **國島共同議長** 今の 1 倍から 1.5 倍ですか。
- **松浦** 10~15% はかかると思います。
- **國島共同議長** それは、おかしいですね。
- **松浦** おそらく基本設計で行うということになれば、いわゆる現地語でサマリーを作って、分りやすいような文章を作って、意見を言いたければ言って下さいというのは、おそらくローカルコンサルタントなり、そのような方をお願いする。しかも基本設計基準まで書いた文章まで翻訳せよということではなく、よく我々が区役所あたりで見る計画書のようなかたちを、むしろパンフレットに近いような形で、きちんした文章を作るのではないかと感じがしております。そのようなことであれば、費用は 3~4 割増える問題ではないだろう。もちろん時間等について、個人的には厄介だと思っておりますが、費用的にそのような感じではないかと思えます。
- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。先程の河野委員より色々難しいことがあるとおっしゃっていたので、今のお話のことを整理するためにお伺い致しますが、今より相手国における JICA の諸々の活動を、松本委員のペーパーとおり全部とは言いませんが、出来るだけここでいうところの閲覧可能か情報公開にしておいた方が、今よりより日本の我々サイドのリスク（後で非難されたり、訴えられたり）ということが減るといったことはないのですか。
というのは、相手はそんなに心根が良くて、善人とは限りませんから、うまくいったら「自分がやった」、おかしくなったら「JICA や日本の外務省がおかしかったのだ」と当然言ってきます。その時に、色々ないきさつが、あらかじめある範囲で公開されるようになれば、JICA も外務省も「このような形で行ってきたのだから、色々言われることはない」と責任がゼロとまでは言わないまでも、根拠を明示的に残していくという意味で、国益という言い方は言いすぎかもしれませんが、より安全という意味では好ましいのではないかという見方はないのでしょうかということ、是非伺いたいと思えます。
- **河野委員** そのような経緯が公開されていないから、相手国から JICA が悪者にされる例というのは、あまり聞いたことがないので、それをあらかじめ防ぐために何かするという発想は、私にはあまりありません。
- **國島共同議長** そうですか。分かりました。
- **原科共同議長** 相手国政府からはあまりないかもしれませんが、相手国の国民、住民からはあると思います。おそらくそういった例はあると思います。これは一般に昔から日本でもありましたから、行政や公共事業では、今でもそうだと思います。住民からたく

さん声が出てきます。たいてい経緯がきちんと情報公開されていないからということで、今でもたくさん起こっています。そのような類似のことは、色々な社会であるわけですから、途上国もだんだんといわゆる民主化が進んでいけば、国の色々な状態によりますから、もちろん違いますが、そのような民主化がある程度進んだ国では十分あり得ます。現実にそのようなことで訴えられるということがあります。それは、國島共同議長がおっしゃったように、リスクマネージメント的な発想も、そろそろ持たなければならぬのだと思います。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **富本** 今の原科共同議長のご発言に対して若干お聞きしたいのですが、日本の国内においても情報公開法、あるいは住民の意見を聞く制度というのは、最初からあったわけではなく、徐々に発展して、公害訴訟などの様々な局面を経て、現在に至っているのではないかと思います。ある途上国では日本以上にステークホルダー、特に NGO が厳しく政府や援助機関の行うことに対して意見を言っているような現場もあります。例えばフィリピンなどはそうだと思います。

一方そうでない国、ついこの間まで社会主義の体制の国であって、政府の言うことをほとんど住民が右に倣えて聞いていたようなところが、ある日突然体制が崩壊して、今国づくりに励もうとしている中で、徐々にそのような努力をしているというような段階の国に対して、それぞれの援助機関のマニフェストや考え方によって、色々なコンディショナリティを課しているところもございます。我が国のやり方は、先程ご紹介がありましたように、できるだけ協力をしながら、向こうがそのような方向に持っていけるような環境を作っていくというようなアプローチをしております。それを一歩踏み出して、先程おっしゃっていたように、そのような案件はもうやらないのだという一種のコンディショナリティ課すようなやり方がいいのか。あるいは、そのような相手国の状況を配慮しながら、徐々に情報公開の方向に持っていくのがいいのか。このあたりはいかがでしょうか。

- **原科共同議長** 私は一番基本的に大事なことだと思います。そのような意味では、先程河野委員がおっしゃっていたようなことと同じで、時間がかかると思います。実際に日本の社会のこれまで 20~30 年を見ても、おっしゃるとおり変化しております。そのスタンスだと思います。あまり相手国の立場ばかりを言いすぎてしまうと、なかなか先に進まないの、そこで何か工夫が必要だと思います。私が思いますのは、相手国での情報公開はなかなか難しいので、一気に全てということはありません。だから、出来ることからというスタンスだと思いますが、それを促進する方法として、日本国内では資料「2-2-1」にあるように、ウェブサイト上での情報公開。これは是非積極的に行って頂きたい。ですから、国外では一気にいかなくとも、国内では国民の税金がかかっているのですから、きちんと説明するということが大変大事だと思います。そうしますと、何らかの形でそのようなものが影響を及ぼして、変化していくのだと思います。ですか

ら、相手国と日本国内と分けて、日本国内についてはかなり進んだ形の情報公開にして頂きたいと思います。

○ **國島共同議長** どうぞ。

○ **河野委員** 一点だけ確認しておきたいのですが、基本的には情報は公開すべきだと思っております。それを進めるべきだと思っております。なるべく公開しないようにしているわけではありません。その上で私が申し上げたかったのは、繰り返しになりますが、相手国が情報公開についてどう思うかという点を忘れてはならないということです。

日本ですら、公害問題と言われてから 30~40 年と経っているかもしれませんが、そのような時間を経て今の環境問題のとりくみは出来てきている。政府の情報公開というものも我々自身端緒についたばかりということもあります。それと同じようなレベルでの情報公開というものを当然の前提として途上国に求めるのは、少し無理があるのではないかと思います。もちろん私は色々な議論の中で、途上国に対して情報公開をすべきであると求めていくのはいいことだと思います。他方、それに応じないと我々は全く協力しませんということまで言ってしまうと、若干行き過ぎではないかということをおもっております。

○ **原科共同議長** 私も程度の違いはあるかもしれませんが、基本的には今お二人のお話にあったような方向です。その程度の問題はあると思います。例えば日本で今行っているような情報公開を求めるということは、全くありません。ただ国際的に、ある程度標準的な情報の出し方はありますから、その程度のものは求めていく。そのようなことだと思います。段々とそのようなものが、それぞれの国の中で成熟してきたら、もう一歩進めるということだと思います。ただ少なくとも日本国内では、相当程度進んだものを、これからはむしろ行って頂きたいということ、特に申し上げたいと思います。

○ **國島共同議長** 山田委員、どうぞ。

○ **山田委員** いくつかコメントがあるのですが、まず松本委員の無償資金協力のところについて言えば、今は外務省でも環境社会配慮ガイドラインの会議を念頭に置きながら、案件の決定過程の透明性をいかに高めていくかということを考えております。例えば 2 ページ目に、「外務省は JICA が不採択や行わないと提言した案件については、JICA の提言に対する外務省の見解を明らかにし」とあるのですが、ここで書いてあるのは予備調査の結果が、あたかも 1 か 0 みたいな感じがします。実際予備調査というものは、点数が 60、70、80 点かという案件を、こうしたら 95 点や 100 点に近づいていくというようなことが書いてあるだけであって、「これは絶対駄目です」というようなものは、ほとんどありません。もちろんそのようなものであれば、およそ箸にも棒にもかからないということで、初めから落とされるか、あるいは予備調査を行った段階で、あきらめる、採択しない、あるいはコンセプトを全く変えてしまうということになるのだらうと思います。ですから、結果が 1 か 0 というような予備調査はないだらうと思います。

これは開発調査の報告書や、予備調査の報告書もそうだと思いますが、完成した段階

で速やかに報告するというのはいいのですが、ドラフトの段階で 60 日間公開するというの、一見情報を集められるような感じがしますが、実際は単に時間が過ぎていくだけではないか。事前調査の報告書であれば、それを出して速やかに公開することによって、そこから「これはおかしい」、「このようなこともある」というような情報が集まってくるわけであって、そのドラフト段階で 60 日間出すのがいいのかということは、疑問に思います。これはむしろ、実際に報告書を書いておられる JICA の方のご意見を聞きたいと思います。出来たものを出して、意見を集めるということ、ドラフトの段階で出したからといって、よりいい物になるとは、現実の仕事からすると違うのではないかという気がします。それから JICA の情報公開についてのペーパーもそうなのですが、無償資金協力について、カテゴリ A とカテゴリ B がございまして、一瞬カテゴリ B の方が詳しく、綿密なやり方を取るのかと思ったのですが、無償資金協力と技術協力で共通しているのですが、カテゴリ A になったら、必ず開発調査に戻るということが前提になっている。これは少々違うのではないかという気がします。

前回私はそのようなことを書いたのですが、私が書いたものは若干言葉足らずであったかもしれません。そのようなものもあるかもしれないけれど、当初はカテゴリ A できたけれども、途中の要請や検討の途中で、相手側の EIA がきちんとできました、このようにすれば出来ますということになれば、当初はカテゴリ A で行っていて、なおかつ潜在的には大きな影響を持つということでも、然るべき配慮をしていけば、立派に成立する案件もあるわけです。それを全て開発調査に戻すということではないだろうと思います。逆に言えば、ここの書き方は手続きの話になっているのかもしれませんが、例えば環境・女性課が作られた情報公開の「2/3」で、無償資金協力と技術協力は同じですが、「開発調査済みのカテゴリ A は」と書いてありますが、開発調査を実施していなくてカテゴリ A で、しかしそれに必要な手続きをとって行うカテゴリ A もあるのではないかと思います。これだと、A は必ず開発調査に戻るといような形になっているので、これは実態と違うのではないかということがあります。

それから最後に、佐々木委員がおっしゃったことですが、環境社会配慮の部分だけを出すのか、それとも全部を出すのか。河野委員もおっしゃっていましたが、機微な情報、例えば資源の賦存状況であるとか、(必ずしも予備調査書や基本設計調査報告書で、そこまで書かれるとは思いませんが) ある意味相手国実施機関の非難(ここはまだまだ能力が低い)というようなことを除いて、ほとんどが公開できる情報であると思いますが、そのようなものと相手国や住民に直接影響を及ぼすような情報は、情報の質が違う。資源の賦存というのは、場合によっては機微な情報になるかもしれないので、少なくとも相手側が出していいという以前の段階で、日本側が勝手に出せる情報ではありません。同じ報告書で、原則公開といっても部分的にはそのようなことが残る可能性があるということを指摘したいと思います。

- **國島共同議長** はい、松本委員どうぞ。

○ **松本委員 (FoE Japan)** 何点かあるのですが、私どもは情報公開すべてに関して、情報公開をして頂きたいと言っているものもありますが、ほとんどはカテゴリ A 及び一部の B 案件でございます、これは今までのお話を聞いておりましても、非常に少ない案件だと聞いております。こういったものに関しては、非常に大きなインパクトが地域に及ぶ影響がある案件ですから、これに関しては徹底的な情報公開をきちんとして頂いて、やはり先程の佐々木委員のお話にもありましたが、情報公開が目的というよりも、情報公開をして、きちんとした協議・話し合いが出来ることによって、事業自体の質が向上する、いいものが出る。それが私は情報公開の目的だと思っておりますので、情報公開のための情報公開というよりも、やはりそのようなインパクトが大きいものに関しては、そういったものを選んで情報公開をここに書かせて頂いているわけですから、そういったものに関しては、やはりきちんとした情報公開の方針を持って、公開して頂く必要があると思っておりますし、そういったことによって、協力事業の質が向上するのではないかと考えている点を、もう一度強調させて頂きたいと思っております。

それで、いくつかあるのですが、先程原科共同議長がおっしゃったように、そういった形できちんとして情報公開をして、協議をした上で社会環境影響を把握することによって、環境あるいは社会のリスクを、事前に正確に把握できる可能性がより広がるというように考えておりました、これは JBIC の情報公開の時に話し合ったことですが、やはりそういったリスクを回避する意味でも十分な情報公開をする。これは全てではなく、カテゴリ A 及び一部の B だけです。そういったものには、やはり情報公開をする。かなり私も書いていて、こんなに細かく大変だと思いましたが、それでもこれが全ての案件ではないのですから、そこは是非もう一度考えて頂きたいと思っておりますし、私はカテゴリ A 及び一部の B 案件につきましては、ここまで行う必要があると思っております。それと、相手国の情報公開ですが、確かに難しい部分があると思っております。

前日も今日もお話頂きましたけれども、要請を受理することが決まった後、通知だけしか、今の時点では相手国に行われていないというような状況で、今新しい手続きの提案の中では、S/W を結ぶ前に事前調査、あるいは現地の踏査を行う。これはカテゴリ A 及び一部の B 案件だけですが、きちんとして行って頂いて、その時点でスコーピングをきちんとして出来るような手続きにしていこう。やはりそういったことが、適切な社会環境調査を行っていく上で、必要ではないかというような新しい仕組み。そういった仕組みの中で、なんらかの事前調査あるいはプロジェクト形成の段階で、きちんとした調査が出来るような約束、あるいは政府間の枠組み作りというものは、十分な社会環境配慮を行っていく上で必要だと思っておりますし、何らかの枠組みを、今の段階では通報だけだということですが、むしろしっかりとした調査を S/W の前にも出来るような体制を作る意味で、何か方法を考えて頂きたいと思っております。

最後にこの情報公開に関しては、私も特に相手国で行う情報公開を、かなり細かいと思っておりますが、これは十分な協議を行う上で必要なことであって、もう一つ手続きの中で、

外部専門委員会という委員会の設置が提案されておりますが、この中で様々な外部からの、いわゆる公開したから、その間に意見を下さいというだけではなく、専門家に聞く機会というものは、作れるのではないかと考えております。

- **國島共同議長** ありがとうございます。引き続き松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** ずっと批判的な意見を聞きすぎたので、ここで一回押し返さないといけないと考えております。今の松本委員も言ったように、カテゴリ A 及び一部の B 案件、もっと言うと、やはり将来有償資金協力案件になる、もしくは世銀、ADB が使ってもおかしくないような案件になる。そのくらいでなければ、調査する意味がないわけですから、調査で終わるつもりであれば、如何なものかというところがあります。

そう考えれば、例えば有償資金協力について、JBIC ではどう書いているかというのを、少し読ませて頂きます。カテゴリ A や B に限らずですが、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として書いてあることは、『プロジェクトはそれが計画されている国・地域において、社会的に適切な方法で合意が得られるよう、十分な調整が図られていなければならない。特に環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような、早期の段階から情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーと十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である』と書かれています。

かつカテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書の中には、『環境アセスメント報告書は、プロジェクトが実施されている国で、公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。』と書かれておりますし、『環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施されている国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、またコピーの取得が認められていることが要求される。』

さらに、『環境アセスメント報告書の作成にあたり、事前に十分な情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。』さらに、『地域住民等のステークホルダーとの協議やプロジェクトの準備期間、実施機関を通じて、必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には、協議が行われていることが望ましい。』と書かれております。このようなものを、JBIC は求めているわけです。

そのような中に、今のような議論で F/S を行い、開発調査を行い、一体その後 JBIC はどうするのだろう。また JBIC はこの部分で相手国政府とぎしぎししなければいけない。つまり JICA がやらなければ、JBIC がやるしかないのです。それをどのように考えるのかということだと私は思います。JICA は痛いところを踏まないかもしれないが、JBIC はそこで一番面倒で、相手国政府とぎしぎしするところに放り出されるわけ

です。別に私はJBICを擁護するわけでも、何でもありません。現実にそのような構造になっている。もし別に有償資金協力にならなくてもいい、あるいは調査だけで十分だというのであれば、それはそれでいいと思います。

しかし今回のODA大綱案にも、実施機関間の連携ということが書かれておりました。そのようなことを考えるならば、JICAこそがむしろ、ここの段階でしっかりとした情報公開、それから早い段階での協議を行うことが、実施機関同士の連携を高めるというODA大綱案に則した方法だと私は思います。みなさんの意見を聞いていると、どうもJICAはJICA、JBICはJBICという感じで、ODA大綱案はどこから出てきたのかと思うようなこともないこともない。そのあたり、どのようにお考えなのかと私は思います。

○ 國島共同議長 鈴木さん、どうぞ。

○ 鈴木 1つクリアにして頂きたいと思うのは、今まさに松本委員がおっしゃっていた、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮というところで、計画段階でプロジェクトがもたらす影響について、早期からきちんとステークホルダーと議論していかなければならないと書かれております。これは別に今回の情報公開と直接リンクしない形でも、ステークホルダーとの協議は、早い段階からカテゴリAの手続きのところでは、そのような議論になっていると思います。

もう1つ引用されたところの、カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書というところを引用されたと思うのですが、先程から言っております相手国がどのような状況にあるか、きちんと見ていかなければならないのではないかとということが、我々が言っていることなのです。カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書というのは、まさに前に整理をした時の先方が行う環境アセスメントの報告書だと思います。先方が行うものは、先方の環境アセス法に基づいて、きちんとした、ここに書かれているような、まさに地域の人々が理解できる言語で書かれていなければならないし、そうしていかなければならない。それは相手国が、相手国における環境アセスを行う時に必要なものである。

JICAで議論しているのは、先程松本委員がおっしゃったように、JICAが行う環境社会配慮報告書であって、働きかけはしないといけないと思います。それを公開してこういう働きかけは、しなければいけないと思います。我々は、相手国が行うアセス法に基づくアセスというものはありますので、そこは分けて議論をしなければならないと思います。日本が行った報告書を、相手国の意向を全く無視した形で、ステークホルダーにこういった形での、同じようなレベルで行っていくのかということとは、切り離して議論をしていかなければいけないと思います。

○ 國島共同議長 はい、どうぞ。

○ 松本委員 (メコン・ウォッチ) そこは実はもっと厳しいことを、JBICは求められているのだと思います。つまり相手国がこれをしなければ、援助されません。円借款を出しませんと言っているわけです。今まさに鈴木さんがおっしゃったのは、JICAが行う

環境社会配慮調査です。その中での情報公開です。どちらが厳しいかといえば、相手国政府にやれと言っている方が厳しいのです。JICAが行う方がもっと簡単なのです。これは相手国政府にやってください、これをやらなければ円借款を出しませんよというのは、もっと厳しいハードルだと思います。今の議論は、JICAの環境社会配慮報告書の作成にあたる調査です。この相手国の法EIAに比べれば、むしろもっとJICAがイニシアティブを発揮できると思います。

- **國島共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** それについて全く異論はないのですが、JICAの協力というのは、相手国がそのような方向に向かっていくような支援・協力をする。主体としては、あくまでも情報公開も、ステークホルダーの意見を聴取するのも相手国である。出来るかどうかということをお我々は見極めて、出来る範囲の中でよりハードルを少しずつあげて、行っていくということが、まず1つあるのではないかとということを再三申し上げているわけで、それが出来ないから、JBICでは円借款をやりません、JICAはそれに従って技術協力をしないかということ、そのようなことにはならないと思います。そうであれば、すでに日本としての協力の可能性が完全に放棄されたというように見ざるを得ない。

もう一度言いますが、JICAは技術協力の一環として、相手国の能力を高めるということが重要ですから、おっしゃるとおりJBICが作られたものに合わせようとして、我々も環境社会配慮ガイドラインを作っているわけです。それは非常にレベルが高いといえますか、理想形に近いものであり、それに従って行うことが非常に望ましいということだと思います。しかし、そうならない国もたくさんあるでしょう。そういうことは社会的・政治的な通念からできない部分を、いかに我々としてサポートしていくか、強化していくかということが我々の第一次的な技術協力のマニフェストだと思っております。その上で、今おっしゃったような円借款に繋がるような、あるいは世銀の借款に繋がるような開発調査、あるいは直接無償資金協力を実施するような中で、環境社会配慮ガイドラインというものを今制定して、出来るだけ実施機関の齟齬がないように、出来るだけ考え方を合わせていこうということです。

ただし、もう一度申し上げますが、JBICがされる審査をして借款を付けるということ、我々が行う、相手国が作る基本的な計画作りに対する協力ということについての考え方の違いというものはあると思います。そこを全く同じにしてしまうと、我々の日本国としての協力の可能性というもの是一切なくなってしまうのではないかと思います。例えばある非常にいい案件があって、これは住民にも貧困層にも裨益するような案件があって、しかしそれを十分に住民に説明出来ない政府があるとする。それはキャパシティが足りないということになります。政治的な意思によって行うのではなく、キャパシティがないといった時に、それをやらない、そのような制度が整っていないから、実力がないからやらないというような協力のスタンスでいいかどうかということ、JICAはそれではいけないと思っております。その違いがあるということ、ご理解頂きた

いと思います。説明になっておりますでしょうか。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **田中委員（JICA 国際協力専門員）** 松本委員がおっしゃられたように、調査だけで終わる調査でいいのかというお話は、私はそれではいけないと思います。調査をやるからには、フィージビリティスタディを出せば、それがやはり円借款なら、JBIC の方で審査できるレベルに達するようにする調査をしていかなければいけないと思います。ただ先程レポートのところで申し上げましたが、スペイン語で例えば翻訳されたものが出る場合でも、正本はどんな国に行っても JICA は英語で作られます。その訳語を相手側実施機関が自分達で一生懸命作る場合と、JICA 側で訳語も作る場合と、これは全く意味が違ってきます。つまり、相手側がどれだけ、プロジェクトに対して関与して、それだけの予算を投じて行っていくかというところに帰結する問題だと思います。

ハードルの違いというお話だったのですが、私は富本次長がおっしゃられたように、国によって随分違っていて、全く予算もないような状況で、日本に対して公共事業、特にナショナルプロジェクトを要請するような国の場合と、自分達の国の予算分はある程度内価分はあって、そして円借款を足りない部分要請するような実力のある国から要請がきた場合。そこでまた対応が違ってくると思います。当然後者の場合には、先方の実施機関が環境アセスメントの実施も、自分達の内価で、ある程度きちんと行うというようなものを示した上で要請がくるというものに対して、対応するということが一番大事だと思っております。私はこの議論をしている中で、ナショナルプロジェクトで、かつカテゴリ A で、インフラ案件で、環境社会に対してインパクトがある案件というのは、その国にとっては本当にプライオリティの高い、それもステークホルダーがみんなそう思うような案件でないと本来いけないと思います。

ですから、そのような案件を今後増やすためには、ただ要請を待っているだけでは、なかなか難しいですから、前半でも議論させて頂きましたとおり、マスタープランというのをこれから、きちんと JICA の中で充実させて、そこの中でステークホルダー、佐々木委員が実際に業務をコンサルタントの立場としてされておりますが、そのようなところでもステークホルダーに対しては、情報公開は割としやすいわけです。そこで色々議論をして、いい案件を F/S として、みんなで探していく。そのような形で要請がくれば、多分 JBIC が審査する場合、JBIC の審査室で審査する基準に合うような形の議論は、もう F/S の段階ではかなりしやすい状態になっていると思います。ですから、新しい仕組み、新しい方法をこれから考えていかないと、今までの状況ばかり話し合っても、なかなか実現は難しいかと感じております。

- **國島共同議長** 富本さんの今のご説明で、事情はよく分ったのですが、ガイドラインとして原則を書きたい。その原則を書く時に非常にバラエティがあるから、バラエティに対応することを前提にするということと、原則は公開であり、だけど我々は一律だと思っていないから、このように運用することは、ある手続きを踏めば許す。そのところ

が、私の誤解かもしれませんが、富本さんの話を聞いていると、先程河野委員は、情報公開はいいに決まっているとおっしゃっていましたが、それを原則としては書きたくないというように聞こえたのですが、そう理解してよろしいですか。

- **富本** 必ずしもそうではないと思います。非常にいいガイドラインを作って頂きたいと思います。ただそれが、遵守という言葉の意味合いなのですが、100%その通りにやらなければならないかということになりますと、これは先程申し上げましたように、国によって相事情が違いますから、それによって JICA の担当者が相当苦勞しなければならない国もあるだろうし、あらかじめそのようなものは十分準備している国もあるわけです。そこによって対応が違ってくるということになります。ですから前提として、そのような国ないしは、国の中の地域、そして分野、対応性というものを十分尊重する。しかしながら、出来るだけガイドラインに沿った形で運用するよう努力をすとか、そのような前段があればいいのですが、これを守らなければならないということになりますと、かなり我々としては大変だと思えます。
- **鈴木** 私どもの紙にもかいてありますように、我々も情報公開というのは重要だと思っております。これはまさに富本の話に付け加えることなのですが、「意思決定への反映と利害関係者への説明責任の観点から」ときちんと書いておられますのが、まず透明性を確保する。日本国内において、国民の税金を使っているという意味での説明責任。それから現地に行って事業を行う時に、幅広いステークホルダーの意見を求めて、それを計画に反映するための情報公開。これは非常に重要だと思っております。我々はそれをベースに議論させて頂いているということは、河野委員もおっしゃっていたように、それはご理解頂きたいと思えます。常に我々こうして、富本も申しましたが、遵守を念頭におかないと出来ない。出来ないことを書いても現実的ではない。

そこで2つありまして、理想像を書くのかということが1つ。そこに留保条件を國島共同議長がおっしゃったような形で付けうるのかどうか。そしてもう1つは、原則これだけは絶対やらなければならない、だけどやらなくても、このような努力はしていきたくないという書き方にするのか、2つの書き方があると思えます。そこはまさに委員会で決定して、議論頂くことだと思うのですが、最低限守らなければならないということは、そこはきちんと例外なく、カテゴリ A と B に整理されているという原則において、何と何だけは本当にしなければならないのかというのは、委員会の中で基本的かつ最低限、いかなる国の民主的な状況に関わりなく、ここは押さえるべき点だろうということは明確に、現実的にご議論頂くと、私どもとしては遵守を念頭において、ガイドラインを書いていく立場としては非常にありがたいと思えます。

- **原科共同議長** 今の遵守というその問題でいきますと、最後に最低限のものを書くとおっしゃっていたのですが、それだとなかなかインプンプがないと思えます。むしろ段階的に考えるべきで、そのような枠組みを示した上で、その枠組みに照らして遵守、コンプライアンス、かどうかということをチェックする。その遵守をチェックするシステ

ムをきちんと作っておけば、かなりの国に対応して判断できると思います。そのあたりのシステムをしっかりしないと、杓子定規なことになってしまいますので、そこが大変重要だと思います。遵守のシステムも合わせてこれから考えることによって、多様な状況に対応できると思います。

- **國島共同議長** 今まで、松本委員から詳細な資料を提出頂いて、それに基づいて色々な議論が出ているのですが、国内の話と相手国での話と両方大枠にして出して頂いております。それに対して、相手国でのご提案に対してはたくさん出てきたのですが、国内のパートについては、先程山田委員の 60 日間猶予は本当に機能するのかなというようなこと以外は、あまりご意見が出てこなかったのですが、それは国内のことについては松本委員のご提案と、冒頭鈴木さんにご説明して頂いたような基本線で概ねよろしいと、みなさんお考えであると理解してよろしいでしょうか。それとも、まだそちら側にも意見があるということでしょうか。
- **鈴木** よろしいでしょうか。特に大きなところで、最初に松本委員が最初におっしゃられていたのですが、採択前の扱いをどうするのかというところが、非常に大きなところだと思います。その他の部分は、もちろん細かくあるかと思いますが、そのところは特に大きく扱う議論ではないかと思います。
- **國島共同議長** 今の意見はそうしようという意見です。
- **鈴木** 採択後ということに、我々の課ではなっております。そこはどうなのかということとは、まだ議論が必要だと思います。
- **原科共同議長** 私は今日、2 回言いましたが、国内の情報公開は頑張っって欲しいと申し上げました。まさに採択前が大事で、それから先程、山田委員がドラフト云々は効果ないかもしれないとおっしゃっていたのですが、私はそのようなことはないと思っております。少なくとも日本国内では相当効果はあると思います。例えば、準備書というものは、評価書のドラフトですから、準備書段階からレスポンスして、それが随分アセスに反映されます。ただ日本の方法書はドラフトではありません。ですから、方法書に意見を書いても、なかなか変わらない。方法書案を公表して意見を貰えば、これは変わります。ですから、出来上がったものに意見を貰うのと、ドラフトで意見をもらうのではまるで違います。これは日本のアセスでの経験です。私は、ドラフト段階は非常に重要だと思います。
- **國島共同議長** もうお約束の時間が数分です。事前に資料をお配りしておりますが、松本委員 (FoE Japan) のご意見の内容を聞きながら、よく理解が進んだと思われまし、それから今日事務局から 3 枚の資料をご説明頂いたので、今回は来週の月曜日ですので、ここで一旦切って、今回はここから始めるというような気持ちで、情報公開は非常に大事なことだと思いますので、進めておきたいと思いますが、当初のファースト・ドラフトと、今日のご説明頂いた事務局案と、今日出して頂いたご意見を、是非慎重に読んで頂いて、今言った基本的な論点がいくつかございますので、月曜日にはっきりしたご意

見、ある方向が出せるご意見を頂ければ幸いです。最後に1つだけ、松本委員の内容について確認したいのですが、60日間という規定の期間があったのですが、例えばそれが10日間、30日間、60日間、100日間と色々数字は入れられると思いますが、特に60日間というのは常識的な値なのですか。気楽にお答えして頂いて結構です。

- **松本委員 (FoE Japan)** 実はどうしようかと思っていたのですが、ただ実際にコメントを出そうとすると最低1ヶ月以上は期間が必要ではないかというようなところからです。
- **國島共同議長** 30日というとピンときたのですが。
- **原科共同議長** これは私も色々考えまして、アセスメントの世界では1ヶ月と2週間、あるいは45日です。これが標準です。日本全国、だいたいこの前後です。アセスはローカルレベルですから意見が集まりやすいですが、ナショナルレベルで行う時は周知期間が余分に必要ですから、2ヶ月は必要です。JBICのガイドラインを作る時、私はみなさんに2ヶ月は必要だと申し上げたら、頑張って2ヶ月時間を取ってくれました。そうすると2ヶ月だと意見は相当集まります。1ヶ月だとなかなか難しい。2ヶ月というのは悪くないと思います。
- **國島共同議長** なるほど。それからもう1つは、情報公開という文脈で、公開という言葉が使われているところと、閲覧可能ということで分けられています。これはかなり状況の違いを強く意識されて、普通日本語にすると、公開というのはただ何でも見せますというのではなく、積極的に知らせなければならぬという感覚があるのですが、閲覧可能と公開というのは、ここではかなり違った意味で、ここではお使いになって、書き分けてられていると理解してよろしいですか。
- **松本委員 (FoE Japan)** それは私の日本語の貧しさを象徴しているのですが、閲覧というのはつまり、いわゆるホームページで公開しているという状況ではなく、現地でコピーを実際に見ることが出来るという縦覧という意味合いです。そのようなことが出来る状態になっている必要がありますという意味です。

-----◇-----

- **國島共同議長** 分りました。時間になりました。皆さんを長い間拘束しておりましたので、ひどい終わり方で申し訳ありませんが、ここで一旦切ります。月曜日は何時からですか。
- **鈴木** 月曜日は15時からです。場所はここではなく、市ヶ谷の国際協力総合研修所です。場所はこちらではございません。
- **國島共同議長** 四の五の言わずに、引き続き始めますので、是非今お願いしました情報公開の件につきまして、各委員の方は是非とも色々な考え方をおまとめ頂きたく、よろしくお願い致します。
- **鈴木** もう1つだけ、業務連絡よろしいでしょうか。今日の資料の最後「EC.12/4」で実施体制という最後の論点について、本日始めて付けさせて頂きました。下に「1/4」

と書いてあるところです。これを見て頂いて、次回議論に入れればと思います。

- **國島共同議長** どうも長い間、活発なご意見をありがとうございました。本日はこれで時間ですので、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

-----◇-----

十八時二分 閉会